

一意匠とは何か

——7条の改正を契機に、7条と8条の関係を考える

特許業務法人レガート知財事務所 所長 弁理士
(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 峯 唯夫

- I. はじめに
- II. 「一つの意匠」を「一つの物品に係る一つの形状等」と解すべきなのか
- III. 「組物の意匠」の位置付け
- IV. 判決例の検討
- V. 審査基準における「一意匠」
- VI. 「組物の意匠」再考
- VII. むすび

I. はじめに

意匠法第7条は、「意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。」と規定する。いわゆる「一意匠一出願」の原則である。他方、意匠法第8条は「組物の意匠」として「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であつて経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。」と規定する。

8条は、昭和34年法で新設された規定である。大正10年法(旧法)に規定はないが、ディナーセットのように物品が一組として取引の目的となるときは「組の意匠」と称して一組の物品全体を一出願することが実務上認められていた。本条はこのような実務を「組物の意匠」として明文化し、組物全体として統一があるときは一出願で意匠登録を受けることができる旨規定したものである*1。

ところで、7条における一意匠は、一般に「一つの物品に係る一つの形状等」と理解されているが、そのように解する根拠は、改正前の7条における「物

品の区分により」という規定以外に考えにくいように思われる。令和元年改正(令和3年4月1日施行)により「物品の区分により」という文言が削除された。加えて、裁判例や審査基準(令和2年改訂)において、一意匠の認定が緩和されている。

このような状況を背景にして、本稿において、7条における「一意匠」の意義及び8条(組物の意匠)の存在意義を検討したい。

II. 「一つの意匠」を「一つの物品に係る一つの形状等」と解すべきなのか

1. 通説的な理解

「一つの意匠」を「一つの物品に係る一つの形状等」と解することは、ほとんど異論のないものと思われる。

例えば斎藤瞭二氏は次のように記している。「施行規則別表の例示するところによれば、法の予定する物品概念は、いわゆる単一物、合成物を基本とし、集合物については例外的、制限的に成立するものとしていることを見ることができる。」とした上で、「この法律においての1意匠は、基本的には、形態上の単一性を有するいわゆる単一物、合成物に係る1形態をいうものであり、例外的に、形態の単一性を欠くものであっても、取引上の取扱いなど社会一般においても一体的に観念される場合には集合物においても成立するものとされている。»*2

ここで「されている」というのは、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない(7条)ので、「一意匠」である要件は、「物品の区分」における「一物品」で規定されるという前提によるものと思われる。

その上で斎藤氏は、物理的性状における意味での